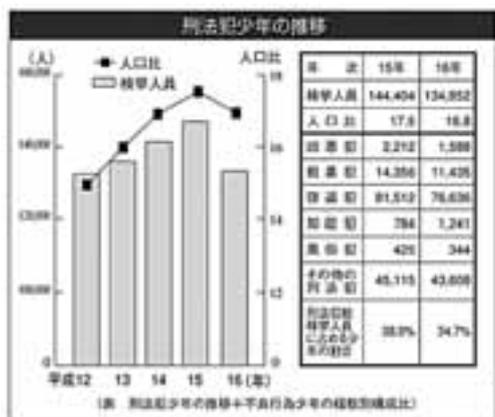


地域でみんなで子どもを守る少年非行の防止

少年非行の現状

昨年、非行・犯罪行為により検挙された少年の数は約十三万人。これは、成人を含めた刑法犯の検挙人員数の約三割にも上ります。また、少年の人口一千人当たりの検挙人数は約十七人と、成人と比べ、七倍近い状態が続いています。

全体の傾向として、殺人や放火といった重大な犯罪は減少したものの、喫煙や深夜はいかいなどで補導された少年の数は、平成に入って最高となっています。さらに、インターネットのオークションを悪用した詐欺などを行う、知能犯での検挙人員が増えたことなども特徴として挙げられます。



非行は犯罪被害のもと

昨年の刑法犯罪において、少年がかかる被害は、約三五万件で、ここ数年横ばいとなっています。内容は暴力や虐待などで、ひどい場合には殺されてしまうケースもあります。こうした犯罪被害は、少年非行とのかかわりが少なくありません。例えば、出会い系サイトなどでは、見知らぬ者同士が出会うことが前提となっていることから相手の実態が分かりにくく、興味本位で利用した少年が、誘拐、児童買春、暴行、脅迫などの被害に遭うこともあります。



見逃さないで非行のサイン

子どもがこうした行動を起こす背景

には、様々な問題が含まれています。例えば、人間関係がうまくいかない、学校での成績が下がるなど、非行へのきっかけは人それぞれ異なります。

子どもは、内側のため込んだ寂しさや不満を解決する方法が分からないとき、それを外部へのいらだちや暴力などで表すことがあります。子どもの非行のサインを読み取ったら、まずは子どもと向き合い、しっかりと話を聞くようにしてください。その上で、どうしたら問題を解決できるのか、一緒に話し合う必要があります。

少年非行防止への取り組み

少年非行は、子どもの心理や家庭、学校、社会の問題など様々な面を含んでいます。家庭だけで問題が解決しない場合には、警察の少年相談窓口や、地域で非行防止に取り組んでいるボランティア団体など、専門知識を持った機関や団体に相談しましょう。また、学校および警察が連携して行う「非行防止教室」や、全国都道府県の警察に設置されている少年相談窓口「ヤング・テレホン・コーナー」(※)などでも、相談を受け付けています。

大人が示そう 社会のルール

今年一月に内閣府が行った世論調査によると、回答者の約六割が「少年非行が増えている」と答えています。少年自身の問題として「自分の感情をう

まくコントロールできない」「社会道徳、規範意識(モラル)に欠ける」などを挙げており、また、実際に検挙された少年の中には、自らの行為を悪いことだと思っていない人も少なくありません。この原因の一つとして、家庭や地域社会におけるふれあい希薄になったことなどが挙げられると思います。喫煙、飲酒、深夜にはいかいするなどの非行少年を見て見ぬふりをする、家庭でも、子どもの非行を知らない、黙認するといったケースが見られます。

子どもは、親や地域の大人の善悪に対する態度や規範意識を見て育ちます。少年の非行を見た場合は、親や周囲の大人が、しっかりとした態度で注意し、「悪いことをしている」ということを意識させることが大切です。家庭や学校、地域社会が一体となり、子どもにも善悪の区別や社会のルールを守ることを教え、子どもを非行から守りましょう。

※全国の都道府県警察には、「ヤング・テレホン・コーナー」(少年相談コーナー)などで、子どもの問題で悩む保護者や、悩みを抱えている子どもたちからの相談を受ける直通電話が設置され、専門知識の相談員や経験豊富な少年補導職員が適切な助言を行なっています。

☎〇四五―六四一―〇〇四五
 神奈川県ユーステレホンコーナー

国民健康保険料納入通知書の送付について

国民健康保険の加入者に対し、七月に本算定納入通知書を送付いたします。本算定（七月にお知らせする保険料額）は、今年の町民税所得割額に基づき、一年間の保険料を再計算した通知です。

また、年度の途中で被保険者等に異動が生じた場合は、随時変更し、新たに納入通知書を送付します。

国民健康保険・老人医療 自己負担額が減額されます

入院したとき、国民健康保険・老人医療の自己負担額が減額されます。減額には、減額認定証を医療機関に提出する必要があります。左記に該当する時は、申請をしてください。審査を行い、該当した場合には、減額認定証を発行します。

●入院時の食事負担額が減額されます。

対象 国民健康保険・老人医療の被保険者で非課税世帯等の入
減額（一日あたり）

①九〇日まで：六五〇円 ②九一日以上：五〇〇円等

●入院時の医療費負担金も、減額されます。

対象 国民健康保険の高齢受給者・老人医療の被保険者で非課税世帯等の入
減額（一医療機関、一月あたり 二四、六〇〇円等）

問合せ 町民課 ☎内線二二七・二二八

医療受給者証等の負担割合について

医療受給者証等の一部負担割合は、毎年八月一日現在の世帯状況と前年の収入、所得をもとに判定します。判定の結果、医療受給者証等の負担割合が変更になる人には、新しい受給者証を交付します。

①「国民健康保険高齢受給者証」

国民健康保険加入の七〇歳以上の人で、老人保健医療に該当されない全員に、八月一日から使用する新しい高齢者受給者証を郵送します。

※国民健康保険以外の社会保険に加入されている人は、直接加入されている保険にご確認ください。

②「老人保健法医療受給者証」

負担区分が変更となる人だけに、八月一日から使用する新しい老人保健法

医療受給者証を郵送します。

※新しい受給者証を受け取った人は、八月一日以降、必ず新しい「受給者証」をお使いください。古い受給者証は町民課まで返却をお願いします。

介護保険料（本徴収）のお知らせ（六五歳以上の人）

七月上旬に、六五歳以上の皆さんへ介護保険料の通知書を送付します。ご自分の納付方法と納付金額を確認してください。

保険料の納め方は：

納め方には、受給している年金から差し引かれる「特別徴収」と、納入通知書か口座振替による納付の「普通徴収」があります。

特別徴収の人

十月～三月までの六ヵ月間の保険料を「介護保険料（本徴収）決定通知書兼特別徴収開始通知書」によりお知らせします。

今年十月～十二月、来年二月の三回差し引かれます。

普通徴収の人

七月～三月までの九ヵ月間の保険料を「介護保険料（本徴収）納入通知書」によりお知らせします。

納入通知書により銀行等の金融機関で納付をお願いします。なお、口座振替を申し込んでいる人は、指定口座から引き落としとなります。

普通徴収から特別徴収への切り替えについて

六五歳到達時や転入時は、当初「普通徴収」ですが、四月に年金（老齢福祉年金、遺族年金、障害年金を除く）の受給があり、年金の年額が十八万円以上で、四月一日に町に住民登録がある人は、十月から原則として「特別徴収」に切り替わります。

その場合、七月～九月までの三ヵ月間の保険料は「普通徴収」で、「介護保険料（本徴収）納入通知書」によりお知らせします。十月～三月までの六ヵ月間の保険料は「特別徴収」となり、「介護保険料（本徴収）決定通知書兼特別徴収開始通知書」によりお知らせします。

●災害、失業、倒産などで保険料を納めることが困難な場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

問合せ 福祉課 ☎内線二三一～二三三

県民功労者表彰

平成十七年度県民功労者表彰が発表され、葉山では次の方が受賞されました。

環境衛生の向上に尽力

山口 健次郎さん



多年害虫防除業に携わるとともに、神奈川県ペストコントロール協会会長等を歴任し組織の充実強化と経営の安定化に優れた成果をあげるなど、保健衛生の向上に尽くしました。

今年のサマージャンボ宝くじは

3等1千万円が5年ぶりに復活!

1等・前後賞合わせて

サマージャンボ3億円

1等2億円 前後賞各5千万円 2等1億円

●発売期間：7月15日(金)～8月2日(火) ●抽せん日：8月12日(金) **7/15(金)発売**

当選番号は、全国どこからでも☎0570-001092で調べられます。

この宝くじの収益金は市町村の明るく住み良い街づくりに使われます。(財)神奈川県市町村振興協会

水難事故の予防

はじめてみませんか応急手当

海やプールなどで起きる水難事故は、事前の『注意』と『対策』で、多くは予防できます。

○水に入る前

- 一人で泳ぐのは、やめましょう。
- 必ず準備運動をしましょう。
- 疲れている時は、泳ぐのをやめましょう。

○泳ぐ時

- 水泳場の規則や監督者の注意を良く守りましょう。
- 長時間、水につかっているないようにしましょう。
- 余裕をもって泳ぎましょう。

遠泳する時に目標とする岩などは、岸から見て比較的近くに感じますが、泳ぎ始めると、予想とは違い、たどり着けない場合があります。また行きは余裕があっても、帰りは疲れてしま「帰りは行きの二倍かかる」と覚えてください。

海やプールに出かけた時は、特に小さな子どもには、保護者が十分注意を払うようにしてください。大人でも、遊泳禁止の場所で泳いだ

り、お酒を飲んで水に入ると、溺れたり、突然心臓が止まってしまうなど大変危険です。

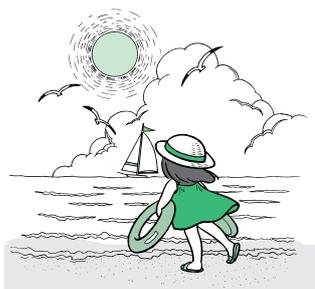
大人が手本となって、ルールを守り、事故のない楽しい夏を過ごしましょう。

病気や事故などに対する応急手当の講習を行っています。

いざという時のために、講習を受けてかけがえのない命を救いましょう。

問合せ 消防本部

☎八七六〇一一九 内線二二二



戦没者等のご遺族の皆様へ

第八回特別弔慰金が

支給されます

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属等の方々には思いをいたし、戦没者の死亡当時におけるご遺族に対し、終戦六〇周年という特別な機会を捉え、国として改めて弔慰の意を表するため支給するものです。

平成十七年四月一日において、公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、残された戦没者死亡当時のご遺族のうち、次の支給順位により、最も順位が先の方お一人に第八回特別弔慰金として額面四〇万円、十年償還の記名国債が支給されます。

対象

- 1、弔慰金の受給権者
- 2、戦没者等の子
- 3、①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除く）
- 4、右記3以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- 5、右記1から4以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた方に限る）

請求期間

平成二〇年三月三十一日まで

問合せ 福祉課 ☎内線二三六

明日の社会を担う子どもたちの

健やかな育成への取り組み

「(仮称) 保育園・教育総合センター」建設について

「(仮称) 保育園・教育総合センター」は、本町の福祉・教育の拠点として来年十月の開所をめざして、今年度に建設工事を予算化しました。

現在の町立保育園は、昭和四八年に建設され、老朽化が進んでおり、今の施設をそのまま使用するには建物の耐震対策の問題や、多様な保育ニーズへの対応として喫緊の課題がいくつかあります。

一方では、生涯学習施設の充実や教育委員会と教育研究所の機能を一体化し、効率的で効果的な教育研究・研修の実施が求められています。

さらに、未就学児の各発達段階での諸課題にすばやく対応し、療育関係者と教育委員会が相互に連携を図ることで、町内各学校への就学支援体制の充実と、保護者へのサポート体制・交流の場づくりが必要となっています。

このような要望を踏まえて、三つの機能を備えた複合施設の実現に向けて、平成十四年度から関係各所と会議や説明会を重ね、計画づくりを進めて

きました。今後も、施設建設後の管理・運営についての検討を進め、明日の時代を担う子どもたちの健やかな育成をめざして、葉山の子育て環境の充実に努めます。

施設の概要

場所 消防庁舎となり

地上三階建て

一階部分：保育園

二階部分：教育委員会

三階部分：療育施設、教育研究所

総延べ床面積約二、三〇〇平方メートル

問合せ 福祉課

☎内線二二七・二三八

教育総務課 ☎内線四四一～四四三



景観行政団体に

なりました

～良好な景観の形成に向けて～

町は七月一日付けで、昨年六月に施行された我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づく景観行政団体になりました。

景観行政団体になったことにより、町は県に代わって主体的に景観法による良好な景観形成に関する具体的な施策を実施することができるようになりました。

今後は、町民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、町民と町を訪れる人に「さすがは、葉山！」といわれるような良好な景観の形成をめざした施策を推進していきます。

住環境に配慮した

資材置場にご協力を

近年、住宅地の周辺において、資材置場による住環境の悪化が懸念されています。町では、葉山町まちづくり条例により、適切な土地利用を誘導していますが、新たに資材置場の『囲い』について技術基準を設けました。美しい住環境の維持向上にご協力ください。

問合せ 都市計画課 ☎内線三五一

便利で手近な宅配サービス

電話一本で指定の日時までに証明書類が、自宅に届きます。

◆対象者 町内在住の人

◆受取時間

配達希望日の一か月前から前日の十五時

◆配達時間 平日九時～二〇時三〇分

◆申込み方法 希望する諸証明書等を発行する町民課か税務課へ①、②の方法で予約

①電話、②住所・氏名・電話番号を必ず書いて、郵送・ファックス

◆費用 二〇〇円(一回配達分)

※別途証明書手数料がかかります。

受け取る証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ●身分証明 (本籍葉山町に限る) ●印鑑登録証明 ●住民票の写し ●住民票記載事項証明 ●戸籍の附票 (本籍葉山町に限る) ●不在籍・不在住証明 ●草津温泉宿泊施設助成券 	<ul style="list-style-type: none"> ◎土地・家屋評価証明 ◎納税証明 ◎所得証明 ◎公課証明 ◎課税証明 ◎非課税証明 ◎法人所在証明
申込み	町民課 ☎内線211・212 FAX 876-1717	税務課 ☎内線251～256 FAX 876-1717